

議案第 3 1 号

飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について

飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 8 日 提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

削蹄料及び検査料を定めるための改正

飛驒市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例

飛驒市家畜診療所設置条例（令和2年飛驒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表除角の項の次に次のように加える。

| | |
|----|--------------|
| 削蹄 | 1本につき 1,500円 |
|----|--------------|

別表に次のように加える。

| | |
|-----|--------------|
| 検査料 | 算定基準による額とする。 |
|-----|--------------|

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

飛騨市家畜診療所設置条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 現 行 | | 改正案 | |
|-------------------------|----|-------------------------|--------------|
| 本則・附則 略 別表（第6条関係） | | 本則・附則 略 別表（第6条関係） | |
| 区分 | 金額 | 区分 | 金額 |
| 診療費の項～去勢の項 略 | | 診療費の項～去勢の項 略 | |
| 除角 | 略 | 除角 | 略 |
| 家畜人工授精の項～薬価基準表以外薬品等の項 略 | | 家畜人工授精の項～薬価基準表以外薬品等の項 略 | |
| 家畜伝染病検査に係る採血 | 略 | 家畜伝染病検査に係る採血 | 略 |
| | | 検査料 | 算定基準による額とする。 |

条例関係議案要旨

| | |
|----------|---|
| 議案名 | 飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について |
| 担当部 | 農林部 |
| 提案理由 | 削蹄料及び検査料を定めるための改正 |
| 制定改廃の根拠等 | 市独自の改正 |
| 条例の概要 | <p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>(1) 削蹄料</p> <p>畜産農家から削蹄の依頼があることから、飛騨市家畜診療所で対応できるよう削蹄料を定めるもの。削蹄料は、1本あたり1,500円として定める。</p> <p>(2) 検査料</p> <p>開業獣医師又は畜産農家から個別の検査依頼があることから、飛騨市家畜診療所で対応できるよう検査料を定めるもの。検査料は、家畜共済診療点数による金額と同額として定める。</p> <p style="text-align: right;">(別表関係)</p> |
| 市民への影響等 | 飛騨市家畜診療所で対応可能な業務が拡充されるため、利便性が向上する。 |
| 施行日 | 令和5年4月1日 |
| 備考 | |